

実効ある地球温暖化対策の推進について

【環境省・農林水産省・林野庁】

提案・要望の内容

京都議定書の第一約束期間（2008～2012年）が始まり、我が国は温室効果ガスの排出量削減と二酸化炭素吸収源対策としての森林整備が急務となっている。

そうした中で、7月に開催される北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国は「環境立国日本」としてリーダーシップを発揮するとともに、2013年以降の次期枠組みに関する国連での議論を後押しすることが期待される。

そのためにも、我が国の6%削減目標の確実な達成に向けて、次のような実効性の高い施策を早急に実施すること。

- 1 森林環境税（仮称）を国税として創設し、その税収を森林面積等に応じて地方公共団体に配分することにより、森林機能の増進を図ること。
- 2 企業等が森林整備に伴う費用を負担する場合、税制上の優遇措置（損金算入等）適用を検討すること。
- 3 国民、学校、事業者等あらゆる主体が自主的に各々の目標を持って、温暖化対策の行動に移せるような普及啓発活動を行うこと。

【現状と課題】

- 我が国は京都議定書において1990年比で温室効果ガス6%削減の義務を負い、森林吸収はその内の3.8%を担っているが、吸収源となる森林の整備はなかなか進まない状況である。
- 現在は多くの森林を有する自治体ほど森林整備にかかる負担が大きく、また、森林整備の際に必要な森林所有者の自己負担が大きな障害となっている。
- 森林が果たす二酸化炭素吸収等の公益的機能は全国に及ぶことを正しく評価し、国全体で森林を支える税制度を創設すべきである。
- 森林吸収量を確保するためには、従来の方法にこだわらず、企業を含む様々な事業者が関わりながら、森林整備を促進する仕組みを創設することが必要である。
- 県民、事業者の地球温暖化問題への理解は進んでいるが、具体的な行動に十分結びついていないことから、国民気運の更なる醸成を図りながら、国民参加を誘導する施策を展開することが必要である。

【本県の取組状況・方針】

- 島根県地球温暖化対策推進計画（H17.3改定）
 - ・目標年（2010年）において基準年（1990年）比 排出量28%削減
 - CO₂削減量 ▲ 2%（2005年度実績 +12.9%）
 - 森林の吸収量 ▲ 26%（2005年までの実績 ▲ 20.6%）
- 島根県森林吸収量確保推進計画（H19策定）
 - ・2012年度末までに森林整備が必要な育成林面積目標 15万2千ha
- 森林の整備・保全と利用：水と緑の森づくり税を平成17年度に創設
- 新エネルギーの活用：風力発電所の建設

【提案要望の効果】

- 新たな税金の導入や企業の費用負担で財源を確保し、地方公共団体や森林所有者の負担を軽減することにより、森林整備・保全活動が促進される
- 国民気運が醸成されることにより、排出削減、吸収源対策についての国民の理解が図られる。